

横浜市長 林 文子様

住民票がない人や住民票住所以外での接種を希望する人（ホームレスの状態にある人やDV被害者等）の新型コロナワクチン接種等についての提言

新型コロナウイルス感染症をめぐっては、新規感染者数は「まん延防止等重点措置」が開始されたときに比べて減少しているとはいえ、減少傾向は鈍く、感染経路の不明や新たなクラスターの発生、変異型ウイルスの脅威も生んでおり、引き続いての徹底した感染対策が求められています。

5月より政府・自治体において、ワクチン接種が開始され、医療従事者、高齢者、基礎疾患を持つ人といった順に接種が進められているところです。全国自治体で最多の高齢者人口を有する横浜市において、日々多大なるご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

6月14日には、横浜市は、接種を希望するすべての高齢者分のワクチンを確保しているとし、7月末までに接種が可能であること、さらに12歳以上64歳以下の人にも順次、接種券を発送すると、林市長からのメッセージもありました。

ところが、接種券の送付は住民登録をベースとされ、住民票の住所に送付されるため、住民票がないホームレスの状態にある人たちが受け取れないということが起こっています。ホームレスの状態にある高齢者には持病を抱え、重症化リスクが高い人も多く、こうした人がワクチン接種から取り残されないようにしていかねばなりません。

また、今後もDV（ドメスティック・バイオレンス）やストーカー行為による被害者、児童虐待等の被害者が、やむを得ない事情で接種券を受け取れない事態が発生することも想定されます。いずれの場合も、必要な手続きをすることで住所外での接種が可能であることが自治体のHP等で情報提供されていますが、ホームレスの状態にある人やDV等の被害者の中には必要な情報にアクセスすることが困難な人もあります。

国の接種の手引きにも、「新型コロナワクチンの接種日に、戸籍又は住民票に記載のない者、その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市町村長が認める者についても、当該者の同意を得た上で、接種を実施することができる。」とあります。さらに、国は4月30日、各自治体に対し、自治体で接種が受けられることを周知し、申請があれば接種券を発行して適切に接種を進めるよう通知を出しています。

これらを踏まえ、早急に以下の対策を検討してください。

1. 接種にかかわる情報の周知について

支援団体と連携し、ホームレスの状態にある人などの起居場所を訪ねて周知を進めること、接種希望者には区の窓口で相談することの案内や、可能な範囲でワクチン接種にかかわる情報の周知を行うこと。自立支援センター等やシェルター等の入所者に対しては、施設からも接種にかかわる情報の周知をすることを促す。

2. ホームレス等及びドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者、その他やむを得ない事情を有する人が住民票所在地以外に居住しており、その居住先で接種を希望する場合、住民票の所在地への申請等を行い、接種券の再発行が滞りなく受けられるよう手続きの調整をすること。

3. 住民票又は戸籍に登録のない等の場合の手続きについて

国の手引きには、いずれの市町村においても住民登録がなされていない人、住民票所在地の市町村から接種券の発行を受ける事ができないやむを得ない事情がある場合でも、居住地の市町村において申請等を行い接種券の発行を受けることができるとなっている。したがって、相談を受けたホームレスの状態にある人等の接種券発行の手続き方法を整えること、その周知とサポートなど迅速な対応をすること。

以上、コロナ禍においても、ホームレスの状態にある人等やDVの被害者らが孤独に陥ることなく、安心して生活するための対策を講じてください。

2012年6月25日

神奈川ネットワーク運動・青葉
神奈川ネットワーク運動・いずみ準備会

